

論説

# 弁護士の民事訴訟におけるパフォーマンス評価： 法曹の質の実証的研究

東京大学教授・「法曹の質」研究会代表

太田勝造

- I. はじめに
- II. 先行研究
- III. 研究手法
- IV. 弁護士による弁護士評価の信頼性
- V. 「民事弁護の質」尺度の構築
- VI. 弁護士の「民事弁護の質」による分析
  - 1 第一審結果の実質的な有利・不利と民事弁護の質
  - 2 事件類型と弁護士の民事弁護の質
  - 3 原告側主任弁護士と被告側主任弁護士の民事弁護の質
  - 4 訴訟代理人の人数と民事弁護の質
  - 5 当事者に法人が含まれている場合と自然人のみの場合
  - 6 係争利益の価額と民事弁護の質
  - 7 手続期回数と民事弁護の質
  - 8 事案の複雑さ
  - 9 弁護士の性別と民事弁護の質
  - 10 弁護士実務経験と民事弁護の質
  - 11 尋問の出来栄と法曹の質
- VII. 終わりに

## I. はじめに

法科大学院制度が2004年度からスタートし、新司法試験は2006年度から実施されて、司法試験合格者数は増加し、現在では2000人以上が毎年法曹になっている。2013年には裁判官と検察官を含む法曹人口は38000人を超えた。こうして増加した法曹のほとんどは弁護士数の増加となっている。これに伴い弁護士の増加による法曹の質の低下を指摘する声は激しさを増している。しかし、そもそも法曹の「質」とは何か、それをどのように定義するべきかについての十分な理論的、実証的研究は乏しい。また、何らかの形で定義された法曹の質を、ではどのようにすれば正確かつ客観的に測定することができるかについての理論も実践も乏しい。法曹の質がどのようなものであるべきかの議論は、法曹が社会秩序に対していかなるサービスを提供しているのかという社会科学的探究と、いかなるサービスを提供するべきかという規範的理論なしには議論できないはずである。したがって、法曹の質と法曹の適正規模について議論するためには、現在の法曹が社会秩序に対していかなる影響を与え、社会の側は法曹に対していかなるニーズを有しているかを経験科学的に探求しなければならない。そこで、法曹の質と社会秩序の関係に関するこのような理論面ならびに実証面での欠落を埋め、あるべき法曹養成制度を社会秩序制御の観点から検討することを目的として「法曹の

質」研究会では本稿の研究を含む一連の研究を行うこととしたのである。

この「法曹の質」研究会は、法曹の「質」を弁護士の法実践に根差した形で概念規定し、それを客観的に測る理論的方法を開発し、法科大学院以前の法律家と法科大学院経験の法律家との対比、法曹人口の増加前に法曹となった者と後に法曹になった者の対比などを行うことを究極の目標としている。法社会学を専門分野とする筆者（太田勝造）が代表者となり、法律分野の研究者と弁護士をその構成員とする「法曹の質」研究会では、本稿の研究以外にも種々の実証的な研究を行ってきた<sup>1)</sup>。本研究会は、日弁連法務研究財団の財団研究として開始されたものである。それと同時に、筆者は村山眞維明治大学教授、飯田高成蹊大学准教授（現・教授）、及び藤田政博関西大学准教授と「法曹の質と社会秩序：弁護士数増加と法化社会の行方」というテーマで学術振興会科学研究費補助金を申請し承認された（基盤研究（B）、平成19年～平成22年度、課題番号：19330023）。これら二つの研究プロジェクトは相互に密接な連携を取りつつ研究を進めてきた。データの分析段階では学術振興会科学研究費補助金特別推進研究「経済危機と社会インフラの複雑系分析」（課題番号：23000001、研究代表者：矢野誠教授）の支援を受けている。

「法曹の質」研究会の従前の研究成果としては、法曹の質をどのように考えるべきかについての理論的、実証的研究成果として、太田が「法曹の質」研究会代表として執筆した「法曹の質」研究会『法曹の質』の検証方法に関する研究」日弁連法務研究財団編『法と実務』6号1-93頁（商事法務、2007）、同じ

く太田が「法曹の質」研究会代表として編集した「法曹の質」研究会編『「法曹の質」の検証：弁護士に求められるもの』（商事法務、2008）、太田勝造『「法曹の質」の概念と現状：英米の研究と日本の実態調査を踏まえて』NBL 890号9-17頁（2008）、及び太田勝造『「法曹の質」の調査研究：依頼者・弁護士関係——法律相談者評価と弁護士自己評価・ピアレビュー』法社会学70号159-168頁（2009）がある。さらに、法曹の質について、日本人一般の持っている弁護士イメージの観点からアプローチした研究として、太田が「法曹の質」研究会代表として執筆した「法曹の質」研究会編『JLF 叢書 VOL.18 日本人の弁護士イメージ』（商事法務、2011）がある<sup>2)</sup>。

## II. 先行研究

本稿で論じる「弁護士の民事訴訟におけるパフォーマンス評価」とは、弁護士の現実の仕事の産物（アウトプット）、すなわち民事裁判の一件記録の全体を、第三評価者としての熟練の弁護士が様々な観点からその「出来栄え」をリッカート尺度で評価するという研究である。この研究方法は、英国のカーディフ大学ロー・スクールの Richard Moorhead 教授らによる英国における以下の二つの研究に筆者がヒントを受けて設計したものである。

第一の研究において Richard Moorhead 教授らは、1997年から1999年にかけて実施された Civil Advice and Assistance Contracting Pilot と呼ばれる法律扶助制度に関するパイロット・プログラムにおいて広範な実態調査を行った<sup>3)</sup>。このパイロット・プログラムでは、民事事件の法律相談・法律支援を提供す

1) 「法曹の質」研究会の構成メンバーは次の通りである。研究代表者は太田勝造（東京大学教授）、学者の研究分担者は村山眞維（明治大学教授）、飯田高（成蹊大学准教授、現在は教授）、藤田政博（政策研究大学院大学准教授、現在は関西大学准教授）、弁護士の研究協力者は兼川真紀、菊地裕太郎（主査）、久保英幸、佐々木広行、馬橋隆紀、村山晃、山田正記、山本昌平、由岐和広である。

2) また、太田勝造「法曹の質とロースクール」『ロースクール研究』15号59-62頁（民事法研究会、2010）も参照。

3) See MOORHEAD, RICHARD, AVROM SHERR, LISA WEBLEY, SARAH ROGERS, LORRAINE SHERR, ALAN PATERSON, & SIMON DOMBERGER, *QUALITY AND COST: FINAL REPORT ON THE CONTRACTING OF CIVIL, NON-FAMILY ADVICE AND ASSISTANCE PILOT* (The Stationary Office 2001). Moorheadらは Legal Service Commission と契約して法律相談・法律支援を市民に提供するソリシター（solicitor）及び非営利団体の提供業務の質と費用を評価するために、以下の多様な方法を総合的に行った。① BriefCase とよばれる事件分類システムを作成してデータを蒐集し分析のためのデータベースを構築して分析した。②募集に応じた170名のソリシターを熟練度等に関する書類審査で13名に絞って試験面接を実施し、最終的に6名を業務の質の評価者（marker）として選任し、2日間をかけて事件記録評

る主体としてのソリシターと非営利団体について、その提供する法的サービスの質 (quality) と、Legal Service Commission がこれらの法律相談・法律支援提供主体に支払う料金体系との関連を調べることを主たる目的としていた<sup>4)</sup>。そのために、ソリシターの場合は、3つの料金体系をランダムに割り振ってソリシターとの業務委託契約を締結した<sup>5)</sup>。これら3グループのソリシターの提供する法的サービスの質の相互比較並びに、非営利団体の提供する法的サービスの質との比較をするために採用された方法の一つがPeer Review法であった。特別に訓練を受けた熟練のソリシター6名が評価者となって、1998年から1999年にかけて、法律相談・法律支援提供者の事務所を訪問して、事件記録を閲覧してその業務の質を評価して評価シートに記入した。評価票の項目は、イエス・ノーの二値回答形式の少数の項目と、大多数の5段階リッカート尺度評価項目からなっていた<sup>6)</sup>。評価された事件は718件に上り、そ

の中の173件については異なる二人の評価者が別々に評価し、評価者間のバラつきや主観性の程度をチェックして評価の信頼性を検証した。さらに訓練を受けたサクラの利用者(覆面評価者)による、法律相談・法律支援提供者に対する利用評価がなされた18件の記録については、1件ごとに5名の評価者が記録を別々に評価して、評価者間の評価の一致度を検証している。それらの検証によれば、評価者間の評価の一致は一定程度以上みられ、十分に信頼に足る評価であることが示されたとする<sup>7)</sup>。ちなみに、調査の眼目である比較結果は、まず、非営利団体提供者とソリシターの比較から、基準未達の質の業務提供の割合は両者で差がないが、基準を超える質の業務提供の割合は非営利団体の方が有意に大きく、非営利団体の方がソリシターよりも質の高い業務を提供していることが明らかとなっている。ソリシターの料金体系との関連では、裁量年俸制的なグループ2が最も提供業務の質が高く、次いで従前の従量制的な

価のための特訓を施した。これら6名が評価者となって、事件記録に基づく業務の質の評価を行った。③法律相談・法律支援の提供者に面接調査を実施してその経営・運営の実態を調査した。④医学教育等で利用されている手法に倣い、Model Clientと呼ばれる訓練を受けたサクラの市民(dummy client, 覆面評価者)に法律相談・法律支援提供者を訪問してもらい、来所相談者の立場から当該法的サービス提供者の業務の質を評価してもらった。⑤実際の利用者への満足度調査も実施している。

4) 法律相談・法律支援をソリシターや非営利団体に契約委託する場合の主要な法領域である生活保護、借家、借金、労働問題、及び人身損害の5つの領域の事件のみを対象としている。

5) グループ1は従前と類似の料金体系(Green Formと呼ばれる)によって報酬が支払われたグループで、処理した事件数とそれに従事した時間数に基づいて算出されるいわば「従量制」の料金体系である。グループ2は1年あたり一定額の料金を支払い、法律相談・法律支援提供者は、その額に見合うと自ら思う量の仕事をすればよいといういわば「裁量年俸制」的な料金体系で報酬が支払われたグループである。グループ3は2000年から新たに採用された料金体系の元になったシステムによって報酬が支払われたグループであり、その料金体系においては、1年あたりの料金総額が、当該年度に新受事件数が一定以上であることを条件として支払われるといういわば「最低数付年俸制」的なものである。グループ3の場合、当該の最低事件数ちょうどを、できるだけ時間をかけずに処理することが利潤追求型の合理人の場合の業務提供方針となる。

6) 尺度の1が「業務提供と呼べない程度(non-performance)」, 2が「プロフェッショナルの仕事としては不十分な程度(inadequate professional services)」, 3が「基準となる普通のレベル(threshold competence)」, 4が「普通よりも優れたレベル(competence-plus)」, 5が「特に優秀なレベル(excellence)」である。

7) 二重に評価した173件の二人の評価の間の一致度については、Cohenの $\kappa$ とSpearmanの順位相関係数 $\rho$ を用いて検証し、一つの評価項目の例外を除いてすべてで統計的に有意な一致・相関が見られた。但し、Cohenの $\kappa$ のスコアもSpearmanの順位相関係数 $\rho$ のスコアも、ともにかなり低いものであった。 $\kappa$ のスコアは例えば0.134などであり( $\kappa$ は-1から1の値を取り、正の値であれば一致の方向であるとされる。0.4未満では低い一致度、0.4以上0.6未満で高い一致度、0.6以上で非常に高い一致度であると評価する)、 $\rho$ のスコアは例えば0.443であった(Cf. MOORHEAD et al., supra note 3, at 103)。他方、5人の独立した評価がなされた18件について検証すると、 $\kappa$ のスコアは0.270から0.571(平均0.409)、 $\rho$ のスコアは0.464から0.812(平均0.647)であった。さらに、5段階評価の1と2を合わせて基準よりも劣る方向にまとめ、4と5を合わせて基準よりも優れている方向にまとめることで、三段階評価に変換した場合、Cohenの $\kappa$ の値がたとえば、0.13から0.24のように大きく上昇する(Cf. MOORHEAD et al., supra note 3, at 119 n. 9)。以上の検証から、MoorheadらはPeer Review法による評価は十分に信頼できるものであるとしている。

料金体系のグループ1が高く、改革の眼目であった最低事件数付年俸制的なグループ3の提供業務の質が最も低いという皮肉な結果となっている。

第二の研究でMoorheadらは、Legal Service Commissionが2000年4月から実施している民事の法的支援活動について実証的研究を行った<sup>8)</sup>。Legal Service Commissionが資金を援助する法律事務の提供者は、ソリシター事務所、ロー・センター、及び非営利相談機関(not-for-profit advice agency)である。提供される民事の法律事務はカテゴリー分けされており<sup>9)</sup>、そのカテゴリーごとに専門性のある法律事務提供者が選ばれる。法律事務提供者は契約したカテゴリーの法律事務を原則として行う。このカテゴリーの法律事務の提供は、厳格な能力要件を満たすその分野の専門家として行うので「専門法律事務(specialist legal help)」ないし「契約事件(contract case)」の提供と呼ばれる。法律事務提供者は、このカテゴリーの法律事務に加えて、その専門以外のカテゴリーの法律事務も一定の事件数以内なら提供できる。この場合は、最低限度の能力要件を満たしてはいるが実質的には非専門家(non-specialist)として提供することになり、「許容事務(tolerance work)」ないし「許容事件」と呼ばれる。この専門法律事務と許容事務の提供における「質(quality)」の差の有無を実証的に明らかにしようとするのがMoorheadらの研究である。こ

の研究の中の一つの方法は、専門法律事務342件と許容事務301件の合計643件の事件記録<sup>10)</sup>を熟達の法律家(ソリシター)が評価して<sup>11)</sup>、その結果を統計的に比較するというものである。これら事件記録のうち420件は、二人の評価者が別個独立に評価しているので評価者の評価の信頼性のチェックも可能となっている<sup>12)</sup>。結果は、許容事務の質の方が専門法律事務の質よりも劣っていた。ただし、カテゴリー別にみると両者の質に差が統計的に有意に見られたのは生活保護受給カテゴリーのみであった。

これらMoorheadらの研究方法を参考として行ったのが、本稿の研究であり、いわば弁護士による弁護士パフォーマンスの評価と表現できる。

### Ⅲ. 研究手法

本研究では、最高裁判所の協力を受けて、横浜地方裁判所での予備調査と東京地方裁判所での本調査の二段階で調査を実施した。

まず横浜地方裁判所で実施した予備調査<sup>13)</sup>では、1件あたりにかかる時間、評価項目の適否、評価方法の適否などを確認することを目的として、103件の民事訴訟記録での弁護士のパフォーマンスを、弁護士評価者に評価してもらった。弁護士評価者としては、弁護士実務を5年以上経験した者であることを最低要件とし<sup>14)</sup>、その中で、原則と

8) See MOORHEAD, RICHARD & RICHARD HARDING WITH AVROM SHERR, *QUALITY AND ACCESS: SPECIALIST AND TOLERANCE WORK UNDER CIVIL CONTRACTS* (The Stationery Office 2004).

9) 法律事務は家族法、生活保護、移民、地域支援、借金、借家関係などの法分野ごとにカテゴリー分けがなされ、それぞれのカテゴリーごとにLegal Service Commissionは法律事務提供者と契約を締結する。Cf. *Id.* at 1-2, 53-54.

10) Legal Service Commissionの事件報告書式のリストから、借金(debt)、借家(housing)、及び生活保護受給の3つのカテゴリーを選び、そこから無作為に951件を抽出した(2002年実施)。Legal Service Commissionを通じて、抽出された事件の法律事務提供者に事件記録の提供を要請し、643件が集まった。Cf. *Id.* at 53-54.

11) Institute of Advanced Legal Studiesが評価者となるソリシターを募集し、評価のトレーニングを施した。評価者は評価書式に評価を記入して事件記録を評価した。Cf. *Id.* at 53-54.

12) それによれば、二人の評価者の評価の相関は(Spearman's Rho,  $\rho$ 値)は、借金データ(0.237, 0.006)、借家データ(0.434, 0.001)、生活保護受給データ(0.317, 0.001)、及び全データ(0.319, 0.001)となっている。

ちなみに「法曹の質」研究会のデータによれば、データ数の限られる主尋問と反対尋問に関する質問を除けば、評価者たる練達の弁護士2名の評価は全ての評価項目についてSpearmanの順位相関係数 $\rho$ は0.215から0.595の間にあり、全て1%水準で統計的に有意である。

13) 実施日は、2009年3月24日に10名の評価者弁護士、2009年3月26日に10名の評価者弁護士が、訴訟記録を別々に評価する方式で実施した。

14) 「法曹の質」研究会の弁護士会員の一致した見解は、弁護士実務経験5年以上の弁護士は「一人前」である



して弁護士登録10年以上の弁護士を選び、さらにその中でも弁護士界で評価の高い熟達の弁護士を選抜した<sup>15)</sup>。評価対象の訴訟記録は、原告・被告の双方に弁護士が代理した民事事件で、和解または対席判決で終了したものを書記官に選択して頂いた。実施日に記録を見て、過払金請求などの簡単すぎたり記録が薄すぎたりして弁護士パフォーマンスを評価できないものを除いた事件の訴訟記録を評価対象とした。

この予備調査の結果に基づいて、東京地方裁判所で本調査を実施した<sup>16)</sup>。弁護士評価者としては、予備調査と同様に弁護士実務を5年以上経験した者であることを最低要件とし、その中で、原則として弁護士登録10年以上の弁護士を選び、さらにその中でも弁護士界で評価の高い熟達の弁護士を選抜した<sup>17)</sup>。弁護士評価者には事前に説明会を開催して、調査の趣旨、調査の方法、調査項目などの説明をしておいた<sup>18)</sup>。評価対象の訴訟記録は、東京地方裁判所本庁に平成19年に提起された(ワ)号事件で、原告・被告双方に訴訟代理人が付いた事件で、対席判決又は和解により終局した事件の訴訟記録である。以上の条件を満たす事件について、終局日順に並べた上で、終局日が早いものから順にN件に1件ずつ抽出する方式によるランダム抽出で、300件程度の事件記録を書記官に出して頂いた<sup>19)</sup>。当日、弁護士評価者が記録を見て、実質的な訴訟追行のなされた事件を200件程度まで選んで評価することにしたが、諸般の事情で191件の評価をすることができた。調査日に排除されたものとしては、事件が単純すぎると判断されたものや、何らかのミスで一方ないし双方に代理人が付いていない事件があった。訴訟記録を二人の弁護

士が、別個独立に読んで評価し、調査票に記載してもらった<sup>20)</sup>。

#### IV. 弁護士による弁護士評価の信頼性

本研究の眼目は、熟練の弁護士が他の弁護士の民事事件での訴訟代理業務の質について、その事件記録を読んで多様な観点から評価するという、いわば弁護士による弁護士評価である。法律の専門的な業務についての評価であり、かつ、訴訟記録を読むことで判定される評価であるため、主観性が入り込む危険が危懼されるであろう。そこで全ての評価について、二人の弁護士によって別個独立に評価してもらい、そのスコアの平均値を対象弁護士のスコアとすることで、主観性によるばらつきを抑え、できるだけ客観的で信頼できる評価となるよう工夫した。この工夫がどれほどうまく行っているかを検証することにする。

Moorheadらによる検証作業に倣って、Cohenの $\kappa$ と相関係数を指標として検討する。ただし、Moorhead教授らは、イエス・ノー(該当・非該当)などの定性的で離散型の名義尺度の評価の複数人間の一致度の指標であるCohenの $\kappa$ を、5段階評価での二人の評価者の一致度の指標の一つとしても用いている。また、5段階評価についてはCohenの $\kappa$ の他に、定性的な順序尺度と位置づけてSpearmanの順位相関係数 $\rho$ を一致度の指標として用いている。しかしながら、「法曹の質」研究会の研究の設計としては、評価項目について主として7段階リッカート尺度、一部5段階リッカート尺度及び11段階リッカート尺度で評定してもらっており、それら

というものであった。

15) 弁護士の選択は「法曹の質」研究会の主査である菊地裕太郎弁護士に行ってもらった。

16) 全部で95名の弁護士から協力を得て、2010年3月15日に20名、2010年3月16日に20名、2010年3月17日に20名、2010年3月18日に20名、そして2010年3月19日に20名と手分けして集まってもらい、事件記録を評価した。

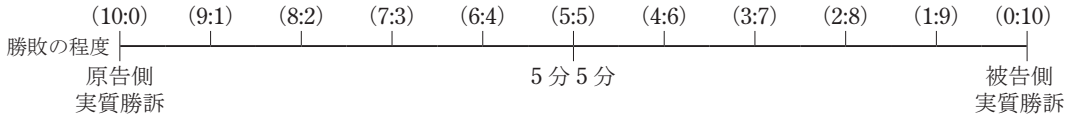
17) 弁護士の選択は「法曹の質」研究会の主査である菊地裕太郎弁護士に行ってもらった。

18) 2010年3月3日と3月4日の2回、評価者となる弁護士に集まっていただき、事前説明会を実施した。

19) N件おきの抽出の数値Nは、このように終局日が12か月から万遍なく抽出される数値にしていた。12

20) ほとんどの弁護士は持参していただいたノートパソコンで、あらかじめ配布しておいた調査票ファイルに入力して実施した。

(図表 1)



は定性的（カテゴリーカル）な離散的データではなく、定量的な間隔尺度ないし連続尺度であると位置づけている<sup>21)</sup>。したがって、一致度の指標としては、Pearson の相関係数を指標とするべきことになろう<sup>22)</sup>。とはいえ、Moorhead らの検証との比較可能性を維持するために、ここでは、これら 3 つの指標をすべて計算した。

まず、判決及び和解という訴訟の結果が原告・被告のいずれにどれだけ有利なものであったかの評価について検討する。なお、この項目自体は、第一審の結果（判決・和解）について実質的な勝敗の程度を上記（図表 1）の 11 段階で評価してもらうものであり、データとしては原告側実質勝訴を 10 とし、被告側実質勝訴を 0 と入力したものである。

この評価項目について一致度の 4 種類の指標を計算した結果が次の表（図表 2）である<sup>23)</sup>。

(図表 2)

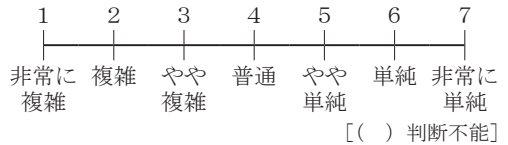
裁判結果（判決と和解）の勝敗評価 (N = 174)		p 値
Pearson の相関係数 R	0.791	0.000
Spearman の順位相関係数 ρ	0.793	0.000
Cohen の κ	0.415	0.000

このようにいずれの指標によっても、二人の弁護士の評価が非常によく一致していることが示されている。p 値がほとんどゼロであることから、統計的にも高い有意性が得られ

ている。

これに対し、事案の複雑性評価の項目は、下記（図表 3）のように 7 段階リッカート尺度で評価するようになっている。

(図表 3)



(図表 4)

事案の複雑性評価 (N = 178)		p 値
Pearson の相関係数 R	.398	0.000
Spearman の順位相関係数 ρ	.393	0.000
Cohen の κ	.147	0.000

上記（図表 4）のように Pearson の相関係数 R 及び Spearman の順位相関係数 ρ は中程度の値であると評価できるが、Cohen の κ のスコアは 0.2 よりも小さく弱い一致である。ただし、いずれも p 値に見られるように統計的に高い有意性を示している。

弁護士のパフォーマンスについては、原告側主任弁護士と被告側主任弁護士を別々に<sup>24)</sup> 評価してもらった。なお、評価の基準として 7 段階リッカート尺度の場合、「単独で仕事を十分にこなして行ける弁護士」の能力やスキルの平均的レベルを「4 普通」として評価してもらっている。

21) 本研究では、二人の評価者のスコアの平均値を対象弁護士の評価スコアとして扱うことから分かるように間隔尺度として位置づけている（順序尺度であれば加減乗除は意味をなさない）。

22) さらに、三人以上の評価者の評価スコアの平均を取って当該対象弁護士のスコアとするのであれば、内的整合性を検証するための信頼性係数である Cronbach の α も用いるべきことになろう。

23) 評価シートでは、事件が和解で終了した場合の有利不利の評価と、判決で終了した場合の有利不利の評価は枝分かれした別々の評価項目となっていた。これらを統合して計算してある。

24) 「主任弁護士」ないし「主たる弁護士」とは、代理人弁護士が一人の場合は当該弁護士を指し、複数の弁護士が共同訴訟代理人となっている場合は、①訴訟記録に連絡先として○が付いている弁護士を指し（当該事件で主要な弁護活動をする弁護士として書記官がこの弁護士に連絡をとる）。②そのような記載がなければ尋問を担当した弁護士を指し（尋問を担当するのは主たる代理人である）、③最終的には評価者の弁護士に判断してもらった。

原告側主任弁護士の評価項目と評価尺度は、以下の通りである。

(A) 訴状の出来栄の評価

- (A1) 訴状の内容量 (5段階尺度)<sup>25)</sup>
- (A2) 法律構成・論理性 (7段階尺度)<sup>26)</sup>
- (A3) 説得力 (7段階尺度)<sup>27)</sup>
- (A4) 文章力・表現力 (7段階尺度)<sup>28)</sup>

(B) 準備書面 (準備書面全部を通じての総合評価)<sup>29)</sup>

- (B3) 法律構成・論理性 (7段階尺度)<sup>30)</sup>

- (B4) 説得力 (7段階尺度)<sup>31)</sup>

- (B5) 文章力・表現力 (7段階尺度)<sup>32)</sup>

- (C) 弁護士としての法的知識 (7段階尺度)<sup>33)</sup>

- (D) 事実関係の把握度 (7段階尺度)<sup>34)</sup>

- (E) 相手方の主張立証に対する反応の良さ (7段階尺度)<sup>35)</sup>

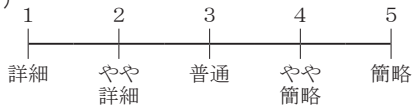
- (F) 要を得た立証活動 (7段階尺度)<sup>36)</sup>

- (G) 主尋問の技法 (主尋問は的確に要領よく上手に実施していたか)<sup>37)</sup>

- (G1) 主尋問の量 (5段階尺度)<sup>38)</sup>

25) 訴状の段階では、簡略にまとめる場合と、詳細に記述する場合があるので、本件の訴状がどの程度詳細か簡略かを評価してもらった。なお、この項目は訴状の詳細さ、簡略さの評価であり、必ずしも弁護士の能力を評価するものではない。評価尺度は下記である。

(脚注図 1)



26) 要件事実、主張立証責任、証拠・事実・法の接合、先例などの観点から訴状を評価してもらった。評価尺度は下記である。

(脚注図 2)



27) 間接事実・事情・実質論、スジ・スワリなどの観点から訴状を評価してもらった。評価尺度は (A2) 法律構成・論理性と同じである。

28) 簡にして要を得た文章力か、知性と品性を感じさせる表現力か、丁寧で緻密か、などの観点から訴状を評価してもらった。評価尺度は (A2) 法律構成・論理性と同じである。

29) (B1) と (B2) はそれぞれ、準備書面の提出数 (回) と準備書面の総頁数 (頁) なので省略した。

30) 要件事実、主張立証責任、証拠・事実・法の接合、先例などの観点から準備書面の全体を評価してもらった。評価尺度は (A2) 法律構成・論理性と同じである。

31) 間接事実・事情・実質論、スジ・スワリなどの観点から準備書面の全体を評価してもらった。評価尺度は (A2) 法律構成・論理性と同じである。

32) 簡にして要を得た文章力か、知性と品性を感じさせる表現力か、丁寧で緻密か、などの観点から準備書面の全体を評価してもらった。評価尺度は (A2) 法律構成・論理性と同じである。

33) 事案の法的解決に関連する法的知識が十分か否かの評価をしてもらった。評価尺度は下記である。

(脚注図 3)



34) 紛争の実質や紛争の根本原因まで理解していたかを評価してもらった。評価尺度は (A2) 法律構成・論理性と同じである。

35) 迅速かつ的確に対応していたかを評価してもらった。評価尺度は (A2) 法律構成・論理性と同じである。

36) 証拠を十分に収集したか、主張と立証が的確に対応していたかを評価してもらった。評価尺度は (A2) 法律構成・論理性と同じである。

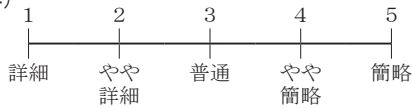
37) 主尋問の実施の有無及び、実施した場合の主要なもの一つを評価してもらった。その評価対象が本人尋問か、証人尋問 (味方か、敵か) も記載してもらった。

- (G2) 主尋問のための準備の程度 (7段階尺度)<sup>39)</sup> の評価 (7段階尺度)<sup>44)</sup>
- (G3) 主尋問の技法 (パフォーマンス) の評価 (7段階尺度)<sup>40)</sup> (I) 全般的な弁護士評価
- (H) 反対尋問の技法 (反対尋問は的確に要領よく上手に実施していたか)<sup>41)</sup> (I1) 全体的な貢献度 (7段階尺度)<sup>45)</sup>
- (H1) 反対尋問の量 (5段階尺度)<sup>42)</sup> (I2) 全体的な能力 (7段階尺度)<sup>46)</sup>
- (H2) 反対尋問の有効性の程度 (7段階尺度)<sup>43)</sup>
- (H3) 反対尋問の技法 (パフォーマンス)

以上のうち、主尋問と反対尋問は実施件数がともに半数弱と少なかったため以下の分析では省略する。それ以外の評価項目について、二人の評価者の一致度を評価するために、Pearsonの相関係数R、Spearmanの順

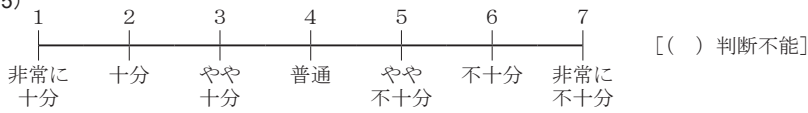
38) じっくり時間をかけた詳細な主尋問か、簡略に済ませた主尋問かを評価してもらった。評価尺度は下記である。

(脚注図4)



39) 依頼人への主尋問の準備は、事案に鑑みてどの程度のものだったかを下記の評価尺度で評価してもらった。

(脚注図5)



40) 主尋問の技法を評価してもらった。なお、非常に簡略な場合は「判断不能」にしてもらった。評価尺度は下記である。

(脚注図6)



41) 反対尋問の実施の有無及び、実施した場合には主要なもの一つについて評価してもらった。その評価対象が相手方本人への反対尋問であったか、証人への反対尋問であったかも記載してもらった。

42) じっくり時間をかけた詳細な反対尋問か、簡略に済ませた反対尋問かを評価してもらった。評価尺度は(G1)と同じである。

43) 代理人の反対尋問は効果的だったかについて評価してもらった。評価尺度は下記である。

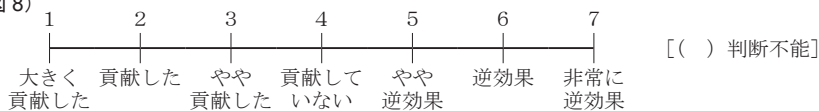
(脚注図7)



44) 反対尋問の技法を評価してもらった。なお、非常に簡略な場合は「判断不能」にしてもらった。評価尺度は(G3)と同じである。

45) 事案の筋(すじ)(勝ち筋の事案か負け筋の事案か等)を総合的に考慮して、事態の改善や依頼人の利益向上の点で、この弁護士の訴訟活動が貢献した程度はどれくらいだと判断するか、評価してもらった。評価尺度は下記である。

(脚注図8)





位相関係数  $\rho$ 、Cohen の  $\kappa$ 、及び5段階尺度や7段階尺度を3段階尺度に圧縮した場合のCohen の  $\kappa$  を計算して一覧表にしたものが下記(図表5)である。

この表から分かるように、Pearson の相関係数Rは(A1) 訴状の容量(詳細・簡略)を除いてそれほど高くはないが、(A4) 訴状の文章力・表現力を除いて0.300から0.374と0.3を超えており、中程度の相関といえる。しかも全て統計的に1%水準で有意である。

Moorhead らの研究と比較するためにSpearman の順位相関係数  $\rho$  を出しておいたが、結果は(A1) 訴状の容量(詳細・簡略)を除いてMoorhead らの値とほぼ同じである。すなわち、(A4) 訴状の文章力・表現力を除いて0.259から0.382と0.25を超えており、中程度の相関といえる。しかも全て統計的に1%水準で有意である。

Cohen の  $\kappa$  の値についてみると、一致度がより下がる。すなわち、(A4) 訴状の文章力・表現力、(B5) 準備書面の文章力・表現

力、(D) 事実関係の把握度、(E) 相手方の主張立証に対する反応の良さ、及び(F) 要を得た立証活動で0.1を切っている。これら以外は0.1から0.2の範囲内である。また、(A4) 訴状の文章力・表現力、(B5) 準備書面の文章力・表現力、(E) 相手方の主張立証に対する反応の良さ、及び(F) 要を得た立証活動では統計的に有意となっていない。ただし、(B5) 準備書面の文章力・表現力と(E) 相手方の主張立証に対する反応の良さは10%水準で傾向性が認められる。

三段階尺度に圧縮することで大半の評価項目においてCohen の  $\kappa$  が大幅に上昇している点でもMoorhead らの研究と同様である。そして、(A4) 訴状の文章力・表現力のみが三段階尺度に圧縮しても統計的に有意とならなかった。

また、弁護士評価者の間で評価が一致しやすい評価項目と、一致しにくいものがあることが分かる<sup>47)</sup>。

以上の検討から、原告側主任代理人のパ

(図表 5)

原告側主任弁護士	Pearson の相関係数 R	Spearman の順位相関係数 $\rho$	Cohen の $\kappa$	三段階化でのCohen の $\kappa$
(A1) 訴状の容量(詳細・簡略)	0.589	0.595	0.192	0.269
(A2) 訴状の法律構成・論理性	0.339	0.296	0.167	0.189
(A3) 訴状の説得力	0.3	0.288	0.154	0.158
(A4) 訴状の文章力・表現力	0.243	0.215	0.057 (*1)	0.067 (*6)
(B3) 準備書面の法律構成・論理性	0.316	0.329	0.128	0.231
(B4) 準備書面の説得力	0.368	0.382	0.156	0.263
(B5) 準備書面の文章力・表現力	0.311	0.298	0.077 (*2)	0.148
(C) 弁護士としての法的知識	0.364	0.339	0.171	0.268
(D) 事実関係の把握度	0.365	0.331	0.096 (*3)	0.179
(E) 相手方の主張立証に対する反応の良さ	0.304	0.259	0.068 (*4)	0.128 (*7)
(F) 要を得た立証活動	0.357	0.325	0.053 (*5)	0.148
(I1) 全体的な貢献度	0.374	0.381	0.131	0.237
(I2) 全体的な能力	0.358	0.331	0.118	0.216

\*1:p=0.193

\*2:p=0.066<0.1

\*3:p=0.018<0.05

\*4:p=0.098<0.1

\*5:p=0.186

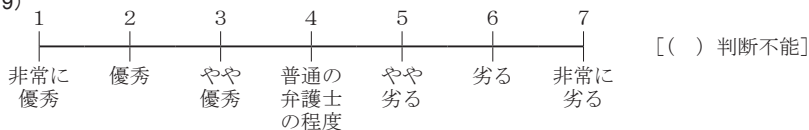
\*6:p=0.229

\*7:p=0.019<0.05

\*1~\*7 以外は 1% 有意

46) 記録から総合的に判断して、この弁護士の能力をどのように評価するかを記載してもらった。評価尺度は下記である。

(脚注図 9)



パフォーマンス評価において、二人の弁護士評価者の評価は十分な信頼性のある評価となっていると考える。少なくとも、Moorhead教授らの先行研究と同程度以上の信頼性が得られているといえる。よって、以下では二人の評価者の評価スコアの平均値をもって評価スコアとして扱うことにする。

次に被告側の主任代理人についての評価の信頼性を検討する。被告側主任弁護士の評価項目と評価尺度は、以下の通りである。

- (A) 答弁書の出来栄への評価
  - (A1) 答弁書の内容量 (5段階尺度)<sup>48)</sup>
  - (A2) 法律構成・論理性 (7段階尺度)<sup>49)</sup>
  - (A3) 説得力 (7段階尺度)<sup>50)</sup>
  - (A4) 文章力・表現力 (7段階尺度)<sup>51)</sup>
- (B) 準備書面 (準備書面全部を通じての総合評価)<sup>52)</sup>
  - (B3) 法律構成・論理性 (7段階尺度)<sup>53)</sup>
  - (B4) 説得力 (7段階尺度)<sup>54)</sup>
  - (B5) 文章力・表現力 (7段階尺度)<sup>55)</sup>
- (C) 弁護士としての法的知識 (7段階尺度)<sup>56)</sup>
- (D) 事実関係の把握度 (7段階尺度)<sup>57)</sup>
- (E) 相手方の主張立証に対する反応の良さ (7段階尺度)<sup>58)</sup>
- (F) 要を得た立証活動 (7段階尺度)<sup>59)</sup>
- (G) 主尋問の技法 (主尋問は的確に要領よく上手に実施していたか)<sup>60)</sup>
  - (G1) 主尋問の量 (5段階尺度)<sup>61)</sup>
  - (G2) 主尋問のための準備の程度 (7段階尺度)<sup>62)</sup>
  - (G3) 主尋問の技法 (パフォーマンス) の評価 (7段階尺度)<sup>63)</sup>
- (H) 反対尋問の技法 (反対尋問は的確に要領よく上手に実施していたか)<sup>64)</sup>
  - (H1) 反対尋問の量 (5段階尺度)<sup>65)</sup>
  - (H2) 反対尋問の有効性の程度 (7段階尺度)<sup>66)</sup>
  - (H3) 反対尋問の技法 (パフォーマンス) の評価 (7段階尺度)<sup>67)</sup>
- (I) 全般的な弁護士評価
  - (I1) 全体的な貢献度 (7段階尺度)<sup>68)</sup>
  - (I2) 全体的な能力 (7段階尺度)<sup>69)</sup>

47) MOORHEAD et al., *supra* note 3, at 102-103 も同様に一致する評価項目と一致しにくい評価項目を見出している。

48) 答弁書の段階では、簡略にまとめる場合と、詳細に記述する場合があるので、本件の答弁書がどの程度詳細か簡略かを評価してもらった。なお、この項目は答弁書の詳細さ、簡略さの評価であり、必ずしも弁護士の能力を評価するものではない。評価尺度は訴状の内容量評価 (A1) と同じである。

49) 原告側主任弁護士評価での訴状の法律構成・論理性 (A2) と同じである。

50) 原告側主任弁護士評価での訴状の説得力 (A3) と同じである。

51) 原告側主任弁護士評価での訴状の文章力・表現力 (A4) と同じである。

52) (B1) と (B2) はそれぞれ、準備書面の提出数 (回) と準備書面の総頁数 (頁) なので省略した。

53) 原告側主任弁護士評価での準備書面の法律構成・論理性 (B3) と同じである。

54) 原告側主任弁護士評価での準備書面の説得力 (B4) と同じである。

55) 原告側主任弁護士評価での準備書面の文章力・表現力 (B5) と同じである。

56) 原告側主任弁護士評価での弁護士としての法的知識 (C) と同じである。

57) 原告側主任弁護士評価での事実関係の把握度 (D) と同じである。

58) 原告側主任弁護士評価での相手方の主張立証に対する反応の良さ (E) と同じである。

59) 原告側主任弁護士評価での相手方の主張立証への準備書面の法律構成・論理性 (B3) と同じである。

60) 原告側主任弁護士評価と同様に、主尋問の実施の有無及び、実施した場合の主要なものひとつを評価してもらった。その評価対象が本人尋問か、証人尋問 (味方か、敵か) も記載してもらった。

61) 原告側主任弁護士評価での主尋問の量 (G1) と同じである。

62) 原告側主任弁護士評価での主尋問のための準備の程度 (G2) と同じである。

63) 原告側主任弁護士評価での主尋問の技法 (パフォーマンス) の評価 (G3) と同じである。

64) 原告側主任弁護士評価と同様に、反対尋問の実施の有無及び、実施した場合には主要なものひとつについて評価してもらった。その評価対象が相手方本人への反対尋問であったか、証人への反対尋問であったかも記載してもらった。

65) 原告側主任弁護士評価での反対尋問の量 (H1) と同じである。

66) 原告側主任弁護士評価での反対尋問の有効性の程度 (H2) と同じである。

67) 原告側主任弁護士評価での反対尋問の技法 (パフォーマンス) の評価 (H3) と同じである。

68) 原告側主任弁護士評価での全体的な貢献度 (I1) と同じである。

このように、訴状の評価か答弁書の評価かの別を除けば、評価項目と評価方法は原告側主任弁護士と被告側主任弁護士とで全く同じ内容である。訴状と答弁書は対応する書類であり、結局、原告主任代理人の評価項目と、被告主任代理人の評価項目は基本的に一致しているといえる。なお、これら被告主任代理人評価の項目のうち、主尋問と反対尋問は実施件数がともに半数弱と少なかったため以下では省略する。それ以外の評価項目について、二人の評価者の一致度を評価するために、Pearsonの相関係数R、Spearmanの順位相関係数 $\rho$ 、Cohenの $\kappa$ 、及び5段階尺度や7段階尺度を3段階尺度に圧縮した場合のCohenの $\kappa$ を計算して一覧表にしたものが下記(図表6)である。

この表から分かるように、Pearsonの相関係数Rは(A1)答弁書の内容量(詳細・簡略)を除いてそれほど高くはないが、(B5)準備書面の文章力・表現力、(D)事実関係の把握度、(E)相手方の主張立証に対する反応の良さ、及び(F)要を得た立証活動を除いて0.3から0.409と0.3を超えており中程度の相関といえる。そして、(E)相手方の主張立証に対する反応の良さのp値が0.064と統計的な傾向性が認められるだけであるのを

除けば、全て1%水準で統計的に有意である。

Moorheadらの研究と比較するためにSpearmanの順位相関係数 $\rho$ を出しておいたが、結果は(A1)答弁書の内容量(詳細・簡略)を除いてMoorheadらの値とほぼ同じである。すなわち、(B5)準備書面の文章力・表現力と(E)相手方の主張立証に対する反応の良さを除いて、0.259から0.382と0.25を超えており、中程度の相関といえる。しかも(E)相手方の主張立証に対する反応の良さが0.053と統計的な傾向性が認められるだけであるのを除いて、全て統計的に1%水準で有意である。

Cohenの $\kappa$ の値についてみると、原告主任代理人の場合と同様に一致度がより下がる。すなわち、(D)事実関係の把握度、(E)相手方の主張立証に対する反応の良さ、及び(F)要を得た立証活動で0.1を切っている。それ以外は0.1から0.313の範囲である。しかも、(D)事実関係の把握度、(E)相手方の主張立証に対する反応の良さ、及び(F)要を得た立証活動で統計的に有意となっておらず、(A4)答弁書の文章力・表現力は10%水準で傾向性が認められるにすぎない。

三段階尺度に圧縮することで大半の評価項目においてCohenの $\kappa$ が大幅に上昇してい

(図表 6)

被告側主任弁護士	Pearsonの相関係数R	Spearmanの順位相関係数 $\rho$	Cohenの $\kappa$	三段階化でのCohenの $\kappa$
(A1) 答弁書の内容量 (詳細・簡略)	0.653	0.655	0.313	0.357
(A2) 答弁書の法律構成・論理性	0.326	0.386	0.175	0.272
(A3) 答弁書の説得力	0.321	0.346	0.168	0.263
(A4) 答弁書の文章力・表現力	0.326	0.39	0.1 (*3)	0.219
(B3) 準備書面の法律構成・論理性	0.373	0.358	0.12	0.201
(B4) 準備書面の説得力	0.34	0.342	0.131	0.234
(B5) 準備書面の文章力・表現力	0.205	0.243	0.12	0.132 (*7)
(C) 弁護士としての法的知識	0.36	0.401	0.193	0.295
(D) 事実関係の把握度	0.285	0.271	0.072 (*4)	0.125 (*8)
(E) 相手方の主張立証に対する反応の良さ	0.141 (*1)	0.147 (*2)	0.049 (*5)	0.084 (*9)
(F) 要を得た立証活動	0.28	0.3	0.067 (*6)	0.149
(I1) 全体的な貢献度	0.409	0.456	0.214	0.326
(I2) 全体的な能力	0.369	0.387	0.19	0.31

\*1:p=0.064<0.1

\*2:p=0.053<0.1

\*3:p=0.072<0.1

\*4:p=0.106

\*5:p=0.259

\*6:p=0.108

\*7:p=0.020<0.05

\*8:p=0.043<0.05

\*9:p=0.148

\*1~\*9以外は1%有意。

69) 原告側主任弁護士評価での全体的な能力 (I2) と同じである。

る点でも原告側主任弁護士及び Moorhead らの研究と同様である。そして、(E) 相手方の主張立証に対する反応の良さのみが三段階尺度に圧縮しても統計的に有意とならなかった。

また、被告側主任弁護士のパフォーマンス評価においても原告側主任弁護士の場合と同様、弁護士評価者の間で評価が一致しやすい評価項目と、一致しにくい評価項目とがあることが分かる<sup>70)</sup>。

以上の検討から、被告側主任代理人のパフォーマンス評価において、二人の弁護士評価者の評価は十分な信頼性のある評価となっていると考える。少なくとも、Moorhead 教授らの先行研究と同程度以上の信頼性が得られているといえる。よって、以下では二人の評価者の評価スコアの平均値をもって評価スコアとして扱うことにする。

## V. 「民事弁護の質」尺度の構築

まず、前節IVにおいて弁護士の民事弁護でのパフォーマンスを評価する項目を紹介した際に見たように、訴状の内容及び答弁書の内容量の項目は、訴状・答弁書の詳細さ・簡略さを評価するだけのものであり、実質的には弁護士の民事弁護の質を評価するものではない。しかも、これは5段階評価である。そこで、以下では弁護士の民事弁護の質の要素には含めない。また、前節IVで述べたようにデータ数が半減することから、証人尋問関連の評価項目は以下での合成尺度構築においては用いない。

次に、やはり前節IVにおいて見たように、原告側主任弁護士と被告側主任弁護士の評価項目は、原告側が訴状の出来栄え、被告側が答弁書の出来栄えを評価している点を除けば、他の評価項目は全く同一であるといえる。そして、訴状と答弁書とは対になるものであり、評価項目としては対応している。し

たがって、原告側主任弁護士と被告側主任弁護士の評価項目は、民事弁護の質の評価として同じに扱ってよいと思われる。事実、(A2) から (I2) までの 12 の評価項目に因子分析を施した結果は、原告側主任弁護士の場合も被告側主任弁護士の場合も類似している<sup>71)</sup>。そこで、弁護士の「民事弁護の質」の評価項目としては、原告側主任弁護士についてのそれと、被告側主任弁護士についてのそれとを同一視することにする。その結果、評価対象弁護士として原告側主任弁護士 191 名と被告側主任弁護士 191 名の合計 382 弁護士の評価スコアが得られたことになる。以下では、この 382 弁護士の民事弁護の質の評価データとして分析の対象とする。よって、このように再構成された評価項目は下記ようになる。

- (A) 訴状・答弁書の出来栄えの評価
  - (A2) 法律構成・論理性
  - (A3) 説得力
  - (A4) 文章力・表現力
- (B) 準備書面（準備書面全部を通じての総合評価）
  - (B3) 法律構成・論理性
  - (B4) 説得力
  - (B5) 文章力・表現力
- (C) 弁護士としての法的知識
- (D) 事実関係の把握度
- (E) 相手方の主張立証に対する反応の良さ
- (F) 要を得た立証活動
- (I) 全般的な弁護士評価
  - (I1) 全体的な貢献度
  - (I2) 全体的な能力

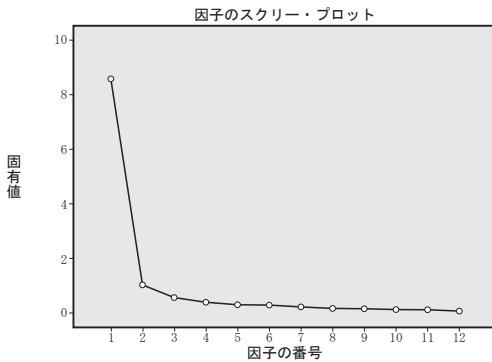
これら 12 の評価項目を 382 データについて因子分析すると（主因子法）、きれいに一因子となる。スクリー・プロットは以下（図表 7）である。

70) MOORHEAD et al., *supra* note 3, at 102-103 も同様に一致する評価項目と一致しにくい評価項目を見出している。

71) 主因子法による因子分析を施すと、原告側主任弁護士の場合、初期の固有値が 1 因子での 8.353 から 2 因子での 0.916 と約 7.437 減少し、3 因子では 0.731 となっている。被告側主任弁護士の場合、初期の固有値の値が 1 因子での 8.505 から 2 因子での 1.345 と約 7.16 減少し、3 因子では 0.496 となっている。スクリー・プロットによれば両者とも 1 因子であると解釈できる。

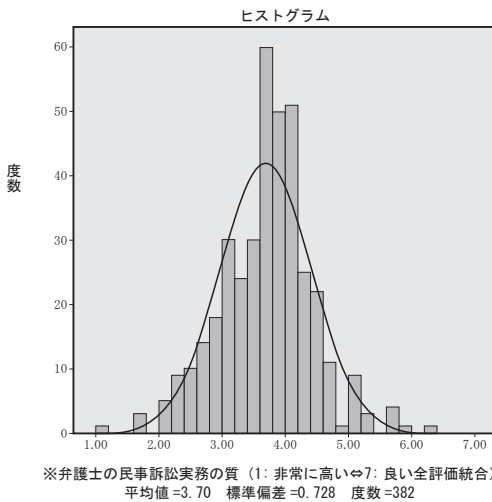


(図表 7)



これらの項目の信頼係数 (Cronbach の  $\alpha$ ) は、0.967 と極めて高い<sup>72)</sup>。そこで、これら 12 項目のスコアの平均値を計算して構築される合成尺度を、弁護士の「民事弁護の質」指標と呼ぶことにする。民事弁護の質のスコアの分布を示すのが次のグラフ (図表 8) である。

(図表 8)



このように、正規分布に近い分布をしており、平均値は 3.70 と「4. 普通の弁護士程度」

よりもスコアは小さく、全体として高い評価を受けていることが分かる (1 サンプルの t 検定で  $p=0.000$ )。以下ではこの民事弁護の質を用いて種々の分析を行う。

## VI. 弁護士の「民事弁護の質」による分析

### 1 第一審結果の実質的な有利・不利と民事弁護の質

弁護士の民事弁護の質と、当該弁護士の民事訴訟の第一審の結果 (判決又は和解) の実質的な有利・不利の程度との間には十分な相関があると予想される。すなわち、民事弁護の質のより高い弁護士ほど、より有利な第一審結果を勝ち取っており、逆もまた真なり、という仮説である。この仮説を検証するために、裁判結果の実質的な有利不利の程度 (10: 評価対象弁護士の実質勝訴  $\leftrightarrow$  0: 相手方弁護士の実質勝訴) について、弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い  $\leftrightarrow$  7: 非常に低い) との相関係数を計算したのが次頁の図表である (図表 9)。

このように、統計的に有意で明確な相関が見いだされる。したがって、民事弁護の質の高いと評価された弁護士ほど、第一審結果が実質的により有利な結果を獲得する傾向があるといえ、仮説は検証されたといえる<sup>73)</sup>。なお、Pearson の相関係数は線形の関係的前提としているので、その点を確認するために、民事弁護の質のスコアについて、1 以上 2 未満を 1, 2 以上 3 未満を 2, 3 以上 4 未満を 3, 4 以上 5 未満を 5, 5 以上 6 未満を 6, 6 以上 7 未満を 7 とする 6 分割にして、それぞれの第一審結果の実質的な有利・不利のスコアの平均値をプロットして、両者の関係を図にしたものが次頁の図表である (図表 10)。

72) Cronbach の  $\alpha$  は 0 から 1 の値を取り、合成尺度を構築する上では、0.7 以上となる質問群をまとめるべきであるとされる。ジョージ W. ボンシュエット=デイヴィッド・ノーキ (海野道郎=中村隆監訳) 『社会統計学：社会調査のためのデータ分析入門』309 頁 (ハーベスト社, 1990) 参照。

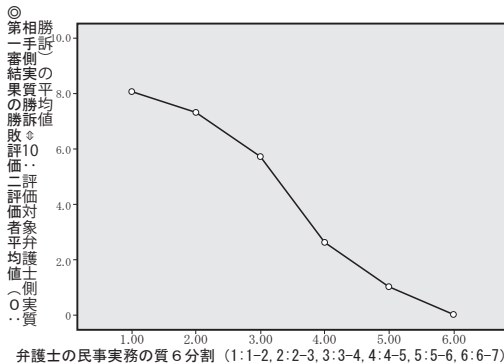
73) もちろん、逆に、第一審結果がより有利であると評価されたほど、当該弁護士のパフォーマンス評価においてそれが反映して高い評価へとつながった可能性は論理的には排除できない。しかし、熟練の弁護士による評価で、しかも多数の別々の項目の評価において、結果先取りの評価が一律になされた可能性は高くはないであろう。

(図表 9)

相 関 係 数			
		※弁護士のみ民事弁護の質 (1: 非常に高い ⇄ 7: 非常に低い)	◎第一審結果の勝敗評価二評価者平均値 (10: 評価対象弁護士側実質勝訴 ⇄ 0: 相手側実質勝訴)
※弁護士のみ民事弁護の質 (1: 非常に高い ⇄ 7: 非常に低い)	Pearson の相関係数	1	-.493**
	有意確率 (両側)		.000
	N	382	382
◎第一審結果の勝敗評価二評価者平均値 (10: 評価対象弁護士側実質勝訴 ⇄ 0: 相手側実質勝訴)	Pearson の相関係数	-.493**	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	382	382

\*\* .相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

(図表 10)



このように、ややカーブしてはいるが、ほぼ線形に近い。すなわち、弁護士の民事弁護の質が高いほど (横軸のスコアが左方向で小さいほど)、評価対象弁護士は実質的勝訴を勝ち取る傾向がみられ (縦軸のスコアが高い)、逆に民事弁護の質が低いほど (横軸のスコアが右方向で大きいほど)、相手側が実質勝訴を勝ち取る傾向がみられ (縦軸のスコアが低い)、その関係はほぼ直線的である。

以上から、民事弁護の質が高いほど、より有利な第一審結果がもたらされるといえるであろう。

## 2 事件類型と弁護士の民事弁護の質

事件類型によっては事件数、よって評価対象弁護士の割合が非常に小さくなるので、比較はあまり意味を持たなくなる。そこで、

10%以上の事件数のある類型について、該当する場合とそうでない場合とで弁護士の民事弁護の質に差異が生じているかを検討した。まず、交通事故の損害賠償関係の類型 (約 10.5%) か否かで差異が生じているか、及び、原告側主任弁護士と被告側主任弁護士とで差異が生じているかを検討した。それによれば、次頁 (図表 11 と図表 12) の結果となった。

下記のように、二元配置分散分析によれば (等分散性が成立)、交通事故の賠償関係かそれ以外かにおいては有意差が認められないが、原告側か被告側かで有意な差が生じている。すなわち、原告側主任弁護士か被告側主任弁護士かでは民事弁護の質には有意差が認められ、被告側主任弁護士の方が民事弁護の質がやや高い。また、統計的に有意な交互作用は見られないので、交通事故の賠償関係の類型で、原告側ないし被告側の主任弁護士について民事弁護の質に特別な差異が生じているわけではないこともわかる。

次いで、交通事故以外の損害賠償類型 (約 31.9%) かそれ以外の事件か、及び評価対象の主任弁護士が原告側か被告側か、に関してで比較した。その結果が次頁と次々頁の図表 (図表 13 と図表 14) である。

このように、二元配置分散分析によれば (等分散性が成立)、交通事故以外の損害賠償関係かそれ以外かで民事弁護の質で有意差が生じており、交通事故以外の損害賠償関係の事件の主任代理人の方が民事弁護の質が高い

(図表 11)

記述統計量				
従属変数：※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔7: 非常に低い)				
I. 0. 交通事故の賠償関係		平均値	標準偏差	N
それ以外	1. 原告側主任弁護士	3.7605	.74981	171
	2. 被告側主任弁護士	3.6153	.74028	171
	総和	3.6879	.74751	342
交通事故の賠償関係	1. 原告側主任弁護士	3.9729	.53518	20
	2. 被告側主任弁護士	3.6365	.48703	20
	総和	3.8047	.53302	40
総和	1. 原告側主任弁護士	3.7827	.73208	191
	2. 被告側主任弁護士	3.6175	.71700	191
	総和	3.7001	.72834	382

(図表 12)

被験者間効果の検定					
従属変数：※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔7: 非常に低い)					
ソース	タイプ III 平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
修正モデル	3.423a	3	1.141	2.171	.091
切片	2010.419	1	2010.419	3824.759	.000
交通事故の賠償関係	.489	1	.489	.930	.335
原告側か被告側か	2.076	1	2.076	3.950	.048
交通事故の賠償関係 * 原告側か被告側か	.327	1	.327	.623	.431
誤差	198.689	378	.526		
総和	5431.985	382			
修正総和	202.112	381			

a.R2 乗 =.017 (調整済み R2 乗 =.009)

(図表 13)

記述統計量				
従属変数：※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔7: 非常に低い)				
I. 0. 交通事故以外の損害賠償関係		平均値	標準偏差	N
それ以外	1. 原告側主任弁護士	3.8641	.68965	130
	2. 被告側主任弁護士	3.7343	.69601	130
	総和	3.7992	.69455	260
交通事故以外の損害賠償関係	1. 原告側主任弁護士	3.6093	.79350	61
	2. 被告側主任弁護士	3.3685	.70275	61
	総和	3.4889	.75612	122
総和	1. 原告側主任弁護士	3.7827	.73208	191
	2. 被告側主任弁護士	3.6175	.71700	191
	総和	3.7001	.72834	382

という結果である。また、原告側か被告側かで有意な差が生じており、被告側主任弁護士の方が民事弁護の質がやや高い。他方、統計的に有意な交互作用は見られないので、交通事故以外の損害賠償関係の種類で、特に原告側ないし被告側の主任弁護士について民事弁護の質に差異が生じているわけではないこともわかる。

最後に、土地建物明渡類型（約 12.6%）か

それ以外の事件か、及び評価対象の主任弁護士が原告側か被告側か、に関して比較した。その結果が次頁（図表 15 と図表 16）である。

このように、二元配置分散分析によれば（等分散性が成立）、土地建物明渡かそれ以外かでも、原告側か被告側かでも有意な差は生じていない。また、統計的に有意な交互作用は見られない。

(図表 14)

被験者間効果の検定					
従属変数：※弁護士のみ民事弁護の質（1:非常に高い⇔7:非常に低い）					
ソース	タイプ III 平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
修正モデル	10.857a	3	3.619	7.153	.000
切片	4410.622	1	4410.622	8717.243	.000
交通事故以外の損害賠償関係	7.995	1	7.995	15.801	.000
原告側か被告側か	2.850	1	2.850	5.632	.018
交通事故以外の損害賠償関係 * 原告側か被告側か	.256	1	.256	.506	.477
誤差	191.255	378	.506		
総和	5431.985	382			
修正総和	202.112	381			

a.R2 乗 =.054（調整済み R2 乗 =.046）

(図表 15)

記述統計量				
従属変数：※弁護士のみ民事弁護の質（1:非常に高い⇔7:非常に低い）				
I. 0. 土地建物明渡		平均値	標準偏差	N
それ以外	1. 原告側主任弁護士	3.7839	.74109	167
	2. 被告側主任弁護士	3.6233	.72200	167
	総和	3.7036	.73492	334
土地建物明渡	1. 原告側主任弁護士	3.7747	.68067	24
	2. 被告側主任弁護士	3.5773	.69473	24
	総和	3.6760	.68765	48
総和	1. 原告側主任弁護士	3.7827	.73208	191
	2. 被告側主任弁護士	3.6175	.71700	191
	総和	3.7001	.72834	382

(図表 16)

被験者間効果の検定					
従属変数：※弁護士のみ民事弁護の質（1:非常に高い⇔7:非常に低い）					
ソース	タイプ III 平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
修正モデル	2.653a	3	.884	1.676	.172
切片	2285.517	1	2285.517	4331.334	.000
土地建物明渡	.032	1	.032	.061	.806
原告側か被告側か	1.344	1	1.344	2.547	.111
土地建物明渡 * 原告側か被告側か	.014	1	.014	.027	.870
誤差	199.459	378	.528		
総和	5431.985	382			
修正総和	202.112	381			

a.R2 乗 =.013（調整済み R2 乗 =.005）

が次頁の図表である（図表 17）。

### 3 原告側主任弁護士と被告側主任弁護士の民事弁護の質

われわれのデータにおいて、原告側主任弁護士と被告側主任弁護士の間で民事弁護の質に差異が生じているかを検討した。その結果



(図表 17)

※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔ 7: 非常に低い)	度数	平均値
1. 原告側主任弁護士	191	3.7827
2. 被告側主任弁護士	191	3.6175
合計	382	3.7001

p=0.026

このように、分散分析によれば（等分散性が棄却されたので Welch で評価）、5% 水準で有意な差異が生じており、原告側主任弁護士よりも被告側主任弁護士の方が民事弁護の質がやや高い結果であった。

#### 4 訴訟代理人の人数と民事弁護の質

複数の弁護士が共同で訴訟代理をする場合の方が、単独で代理する場合よりも、お互いの相談等ができるので（「文殊の知恵」効果？）、民事弁護の質は高くなるのではないかと、という仮説が考えられる。これを検証しようとしたのが下記（図表 18 と図表 19）である。

(図表 18)

※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔ 7: 非常に低い)		度数	平均値
1. 原告側主任 弁護士	原告代理人 1 人	93	3.9922
	原告代理人複数	98	3.5839
	合計	191	3.7827
2. 被告側主任 弁護士	原告代理人 1 人	93	3.6977
	原告代理人複数	98	3.5414
	合計	191	3.6175

(図表 19)

※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔ 7: 非常に低い)		度数	平均値
1. 原告側主任 弁護士	被告代理人 1 人	85	3.7309
	被告代理人複数	106	3.8243
	合計	191	3.7827
2. 被告側主任 弁護士	被告代理人 1 人	85	3.7552
	被告代理人複数	106	3.5070
	合計	191	3.6175

このように、分散分析によれば（全て等分散性が成立）、上記のようなここでの仮説は検証されたといえる。すなわち、原告側主任代理人の場合、原告側代理人が 1 人である場

合よりも複数人である場合の方が 1% 水準で有意に民事弁護の質が高くなっているが、原告側代理人数は被告側主任弁護士の民事弁護の質には影響を与えていない。同様に、被告側主任代理人の場合、被告側代理人が 1 人である場合よりも複数人である場合の方が 5% 水準で有意に民事弁護の質が高くなっているが、被告側代理人数は原告側主任弁護士の民事弁護の質には影響を与えていない。すなわち、複数の弁護士の共同代理の方が単独代理の場合よりも民事弁護の質が、原告側であれ被告側であれ、高くなるといえる。

#### 5 当事者に法人が含まれている場合と自然人のみの場合

当事者に法人が含まれている事件と自然人のみの事件とで、主任弁護士の民事弁護の質に差異が生じているかを調べた結果が以下（図表 20 と図表 21）である。

(図表 20)

※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔ 7: 非常に低い)		度数	平均値
1. 原告側主任 弁護士	法人原告いない	113	3.8074
	法人原告がいる	78	3.7469
	合計	191	3.7827
2. 被告側主任 弁護士	法人原告いない	113	3.5106
	法人原告がいる	78	3.7724
	合計	191	3.6175

(図表 21)

※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔ 7: 非常に低い)		度数	平均値
1. 原告側主任 弁護士	法人被告いない	62	3.7831
	法人被告がいる	129	3.7825
	合計	191	3.7827
2. 被告側主任 弁護士	法人被告いない	62	3.6727
	法人被告がいる	129	3.5910
	合計	191	3.6175

分散分析によれば（全て等分散性が成立）、原告に法人が含まれている事件と自然人のみの事件とでは、原告側主任弁護士の民事弁護の質に有意な差異は生じていない。なお、原告に法人が含まれる場合に被告側主任弁護士の民事弁護の質が 5% 水準で有意に低くなっている。被告に法人が含まれている事件と自

然人のみの事件とでは、被告側主任弁護士の民事弁護の質にも原告側主任弁護士の民事弁護の質にも有意な差異は生じていない。

### 6 係争利益の価額と民事弁護の質

係争利益の価額が大きい事件ほど、民事弁護の質が高くなるのではないかという仮説が考えられる。この仮説を検討したのが下記(図表 22)である。まず、相関係数を見た。

このように、主任弁護士の民事弁護の質と係争物の価額との間に有意な相関は見られない。この点は、原告側と被告側を統一した全体データにおいても同様である。係争物の価額と民事弁護の質との関係が線形ではないかもしれないとして、ほぼ同一のデータ数になるようにして、係争物の価額について 10 分割、5 分割、4 分割をして分散分析を実施したが、全ての場合に統計的に有意な差異は検出されなかった。したがって、係争利益の価額が大きい事件ほど、民事弁護の質が高くなるのではないかという仮説は棄却された。

### 7 手続回数と民事弁護の質

手続回数が多い事件であるということとは総じて困難な事件ないし複雑な事件であることに対応しているであろう。そのような事件での訴訟代理人となる弁護士はその民事弁護の質が高いのであろうか。それを以下に検討した。

まず、期日について記述統計的にみると、期日の開催回数が 10% 以上のものに、弁論準備手続き (87.4%)、口頭弁論期日 (99.0%)、和解期日 (45.0%)、及び証拠調べ期日 (35.1%) があり、さらに証人尋問も 10% 以上の期日で行われていた (44.5%)。これらの手続きの回数及び証人尋問の人数と民事弁護の質の相関を分析した結果を示すのが以下 (図表 23) である。

このように、弁論準備手続の期日回数と証人尋問人数が 1% 水準で有意な相関を示し、証拠調べ期日の回数が 5% 水準で有意な相関を示した。係数がマイナスであるので、回数や人数が多くなるほど民事弁護の質が高くなることを示している。困難な事件や複雑な事

(図表 22)

		相関係数		
		※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い ⇄ 7: 非常に低い)	I. 2. 係争物の価額 (円)	
1. 原告側主任 弁護士	※弁護士の民事弁護 の質 (1: 非常に高い ⇄ 7: 非常に低い)	Pearson の相関係数	1	
		有意確率 (両側)	.405	
		N	191	
	I. 2. 係争物の価 額平均値 (円)	Pearson の相関係数	-.061	1
		有意確率 (両側)	.405	
		N	190	190
2. 被告側主任 弁護士	※弁護士の民事弁護 の質 (1: 非常に高い ⇄ 7: 非常に低い)	Pearson の相関係数	1	
		有意確率 (両側)	.478	
		N	191	
	I. 2. 係争物の価 額平均値 (円)	Pearson の相関係数	-.052	1
		有意確率 (両側)	.478	
		N	190	190

(図表 23)

※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い ⇄ 7: 非常に低い)	弁論準備 手続期日回数	口頭弁論 期日回数	和解期日回数	証拠調べ 期日回数	証人尋問人数
Pearson の相関係数	-.174**	-.014	-.083	-.121*	-.230**
有意確率 (両側)	.001	.785	.105	.018	.000
N	382	382	382	382	382

件ほど、弁護士は注力し、より高い民事弁護の質をパフォーマンスしているといえる。なお、口頭弁論期日の回数とは有意な相関がみられなかった。

期日の回数や証人の人数がゼロの事件が比較的多い、和解期日、証拠調べ期日、及び証人尋問について、念のためにゼロの場合とそれ以外との間で検定を行ったところ、以下(図表 24) のようになった。

(図表 24)

和解期日 p=0.042	度数	平均値
無し	210	3.7686
有り	172	3.6165
合計	382	3.7001
証拠調べ期日 p=0.006	度数	平均値
無し	248	3.7748
有り	134	3.5619
合計	382	3.7001
証人尋問 p=0.000	度数	平均値
無し	212	3.8183
有り	170	3.5526
合計	382	3.7001

このように分散分析によれば(全て等分散性が成立)、和解期日も含めて「有り」の場合の方が「無し」の場合よりも民事弁護の質が高く評価されていた。やはり、困難な事件や複雑な事件ほど、弁護士は注力し、より高い民事弁護の質をパフォーマンスしているといえる<sup>74)</sup>。口頭弁論期日の回数についてのみ民事弁護の質との間に相関がみられない理由は分からない。

(図表 25)

		事案の複雑さ	訴訟記録の厚さ	訴状・答弁書の内容量	準備書面提出数	準備書面総頁数
※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔ 7: 非常に低い)	Pearson の相関係数	.309**	-.244**	.319**	-.082	-.239**
	有意確率(両側)	.000	.000	.000	.108	.000
	N	382	374	373	382	381

74) もちろん、係争利益が大きく、よって報酬額も大きくなる事件の方が、より複雑で困難となるという関係性があると仮定して、係争利益が大きいほど熱心に訴訟追行をするので、民事弁護の質も高くなる、という仮説に基づく相関であることを論理的に排除することはできない。

75) 簡略な訴状や答弁書を差し当たり出しておいて、後に準備書面で詳細な主張を展開する弁護士よりも、訴状や答弁書の段階から本格的な議論を展開する弁護士の方が多いうことになる。

## 8 事案の複雑さ

複雑な事案を受任する弁護士の民事弁護の質は高いのであろうか。この仮説を検証するために以下の分析を行った。

事案の複雑さについては「1. 非常に複雑」から「7. 非常に単純」までの7段階評価をしてもらった。また、事案の複雑さの指標としてその他に、訴訟記録の厚さを物差しで測ってもらった。また、訴状・答弁書の内容量を「1. 詳細」から「5. 簡略」までの5段階評価をしてもらった。準備書面については、提出数と、総頁数を記載してもらった。これらの項目は、いわば事案の複雑性についての代理変数と位置づけることができる。これら事案の複雑さについての直接変数及び代理変数と民事弁護の質との相関を下記の表(図表 25) に記した。

それぞれの変数の方向性に注意してみてみた場合、この表によれば、事案の複雑さの程度が高い事件の主任弁護士の方が民事弁護の質が高く、訴訟記録が厚い事件の主任弁護士ほど民事弁護の質が高いことが分かる。訴状・答弁書が詳細である主任弁護士の方が、民事弁護の質が高いことが分かる<sup>75)</sup>。逆にいえば、民事弁護の質が高くない主任弁護士は、訴状・答弁書を簡略に済まそうとしていることになろう。準備書面の提出数それ自体は民事弁護の質と相関していない。しかし、準備書面の総頁数が多い事件の主任弁護士の方が、民事弁護の質が高いということにな

る。準備書面の提出数よりも総頁数の方が、準備書面に掛ける労力の量に対応しているということであろう。

## 9 弁護士の性別と民事弁護の質

主任弁護士の民事弁護の質は男女で差があるのであるか。この点を確認するために、分散分析を実施した。その結果が下記（図表26）である。

（図表 26）

	度数	平均値
男性主任弁護士	345	3.6992
女性主任弁護士	35	3.6385
合計	380	3.6936

p=0.720

このように、分散分析によれば、p 値が 0.720 であるから男女で民事弁護の質には差異が全く存在しないことが分かる（等分散性が成立しなかったため Welch で算出している）<sup>76)</sup>。

## 10 弁護士実務経験と民事弁護の質

弁護士としての実務経験が長ければ長いほど、民事弁護の質はどんどんと向上していき、であろうというのが一般的な仮説である。この仮説を検証するために、実務経験の長さの指標として弁護士の司法修習の期を用いた。確かに、司法修習を終えて裁判官になった後

に弁護士となった者は、同期の弁護士よりも弁護士実務経験は相当に短い。この点は、検察官を経験した弁護士にも当てはまる。しかし、このような弁護士は弁護士全体の中では少数派であり、統計的には無視して差し支えないであろう。もちろん、訴訟記録には弁護士の修習期は記載されていないので、『全国辯護士大観』などを用いて評価対象弁護士の修習期データを追加した<sup>77)</sup>。したがって、修習期が大きい弁護士ほど、一般的に比べてより若くより弁護士経験が短いことになる。

主任弁護士の修習期と民事弁護の質との相関を求めた表が以下（図表 27）である。

このように、相関係数の値自体はそれほど大きいものではないが、1%水準で有意である。係数がマイナスであるから、弁護士の修習期が大きいほど、民事弁護の質は高くなる。言い換えれば、弁護士としての実務経験が短いほど、ないし、若い弁護士ほど、民事弁護の質が高いという、冒頭の仮説とは正反対の結果となっている。もちろんその理由として、例えば、①経験が短いほど手持ち事件も少なく、1件1件により多くの時間と労力と情熱を注ぐことができるためであるとか（経験が長くなると手持ち事件も増加して、1件あたりに割ける時間と労力が限られるようになったり、弁護士としての事件にかかる情熱が冷めたりするなど）、②司法試験の勉強の成果がより新鮮に残っているためであるとか（実務を続けていくうちに法的知識が古くなり、新しい判例や法令を十分にフォローで

（図表 27）

		相関係数	
		※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔7: 非常に低い)	◎評価対象の弁護士の修習期
※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔7: 非常に低い)	Pearson の相関係数	1	-.193**
	有意確率 (両側)		.000
	N	382	380
◎評価対象の弁護士の修習期	Pearson の相関係数	-.193**	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	380	380

\*\*。相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

76) 女性弁護士数は確かに圧倒的に少ないが、それをも考慮した上での統計分析の結果である。

77) このデータ補充に際しては、千葉大学法政経学部准教授の佐伯昌彦氏と東京大学大学院法学政治学研究所助教の平田彩子氏にお世話になった。ここに記して謝したい。



きなくなっている), ③実務経験が長くなるにつれていわゆる「手抜き」の仕方をマスターするようになり, 評価者弁護士にそれを見抜かれたとか, 様々な仮説を考えることができる。ただし, それらの検証は今後の研究課題である。

相関係数は線形関係を仮定するものであるので, 現実に即していない可能性もある。司法修習を終えて, 実務経験を積むほど民事弁護の質は向上するが, 中年以降, とりわけ老年以降に知識と精力の減衰で民事弁護の質が低下し, その影響で, 全体としてはマイナスの相関となっている可能性も排除できない。そこで, 修習期を分割して変化を見ることにする。統計分析パッケージソフトであるSPSSに組み込まれている「連続変数のカテゴリ化」機能を用いて, それぞれの分割に属するデータ数がだいたい同等になるようにして, 修習期を3分割, 5分割, 及び10分割して, 分散分析を実施した。

3分割の場合は, (1)修習期が1期から36期までの130人, (2)37期から50期までの128人, そして(3)51期から60期までの122人のグループに分割された。その比較結果は以下(図表28)である。

(図表 28)

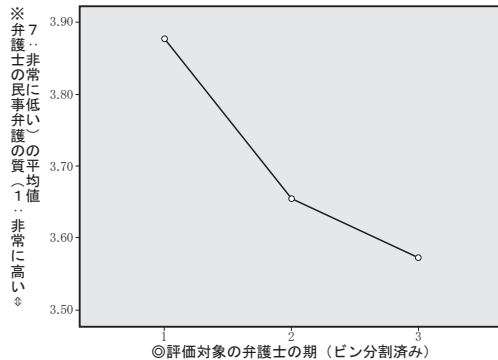
※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔7: 非常に低い)		
	度数	平均値
1. 1期～36期	130	3.8770
2. 37期～50期	128	3.6548
3. 51期～60期	122	3.5727
合計	380	3.7044

p=0.002

このように, 1%水準で有意な差が検出された(等分散性が認められた)。5%水準で多重比較をTukey法とScheffe法で行った結果が下記(図表29)である<sup>78)</sup>。

これを図示したのが下記(図表30)である。

(図表 30)



(図表 29)

※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔7: 非常に低い)				
◎評価対象の弁護士の期		度数	α =0.05 のサブグループ	
			1	2
TukeyHSDa,b	3. 51期～60期	122	3.5727	
	2. 37期～50期	128	3.6548	
	1. 1期～36期	130		3.8770
	有意確率		.633	1.000
Scheffea,b	3. 51期～60期	122	3.5727	
	2. 37期～50期	128	3.6548	
	1. 1期～36期	130		3.8770
	有意確率		.660	1.000

等質なサブグループのグループ平均値が表示されています。

a. 調和平均サンプルサイズ=126.574を使用

b. グループサイズが等しくありません。グループサイズの調和平均が使用されます。タイプ I エラー有意水準 0.05 は保証されません。

78) 多重と比較については山内光哉『心理・教育のための統計法 (第3版)』141-149頁 (サイエンス社, 2009)を参照。

このように、1期～60期の主任弁護士の民事弁護の質が、51期～60期及び37期～50期のグループから5%水準で有意に区別された。民事弁護の質スコアの平均値に見るように、51期～60期及び37期～50期のグループの方が1期～60期より民事弁護の質が高い。

5分割の場合、(1)1期～27期(81人)、(2)28期～39期(73人)、(3)40期～47期(75人)、(4)48期～55期(89人)、(5)56期～60期(62人)に分けられた。分散分析結果は下記(図表31)である。

(図表 31)

※弁護士の民事弁護の質 (1:非常に高い⇔7:非常に低い)		
	度数	平均値
1. 1期～27期	81	3.9078
2. 28期～39期	73	3.7962
3. 40期～47期	75	3.6646
4. 48期～55期	89	3.5780
5. 56期～60期	62	3.5605
合計	380	3.7044

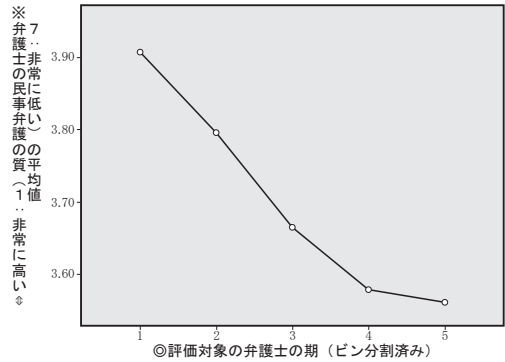
p=0.011

このように、5%水準で有意な差が検出された(等分散性が認められた)。5%水準で多

重比較をTukey法とScheffe法で行った結果が下記(図表32)である。

これを図示したのが下記(図表33)である。

(図表 33)



このように、Tukey法によって1期～27期の主任弁護士の民事弁護の質が、48期～55期及び56期～60期のグループから5%水準で有意に区別された。Scheffe法では区別されなかった。民事弁護の質スコアの平均値に見るように、48期～55期及び56期～60期の方が1期～27期よりも民事弁護の質が高い。

10分割の場合、(1)1期～22期(44人)、(2)23期～27期(37人)、(3)28期～34期(37

(図表 32)

※弁護士の民事弁護の質 (1:非常に高い⇔7:非常に低い)				
◎評価対象の弁護士の期	度数	α =0.05 のサブグループ		
		1	2	
TukeyHSDa,b	5. 56期～60期	62	3.5605	
	4. 48期～55期	89	3.5780	
	3. 40期～47期	75	3.6646	3.6646
	2. 28期～39期	73	3.7962	3.7962
	1. 1期～27期	81		3.9078
	有意確率		.262	.233
Scheffea,b	5. 56期～60期	62	3.5605	
	4. 48期～55期	89	3.5780	
	3. 40期～47期	75	3.6646	
	2. 28期～39期	73	3.7962	
	1. 1期～27期	81	3.9078	
	有意確率		.069	

等質なサブグループのグループ平均値が表示されています。

a. 調和平均サンプルサイズ =74.915 を使用

b. グループサイズが等しくありません。グループサイズの調和平均が使用されます。タイプ I エラー有意水準 0.05 は保証されません。

人), (4) 35期～39期 (36人), (5) 40期～43期 (36人), (6) 44期～47期 (39人), (7) 48期～51期 (39人), (8) 52期～55期 (50人), (9) 56期～58期 (31人), 及び(10) 59期～60期 (31人) に分割された。分散分析の結果は以下 (図表 34) である。

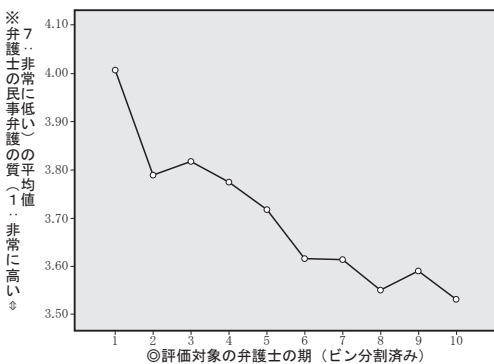
(図表 34)

※弁護士の民事弁護の質 (1: 非常に高い⇔7: 非常に低い)		
	度数	平均値
1. 1期～22期	44	4.0076
2. 23期～27期	37	3.7891
3. 28期～34期	37	3.8176
4. 35期～39期	36	3.7742
5. 40期～43期	36	3.7182
6. 44期～47期	39	3.6151
7. 48期～51期	39	3.6140
8. 52期～55期	50	3.5500
9. 56期～58期	31	3.5902
10. 59期～60期	31	3.5308
合計	380	3.7044

p=0.078<0.1

このように、統計的な有意差は検出されず、10%水準での傾向性のみが検出された。この傾向性を見るために図を下記 (図表 35) においておく。

(図表 35)



このように、多少の凹凸はあるが、総じて、ほぼ直線的に年齢・経験数が小さくなるほど民事弁護の質が向上していることが示されている。

以上からいえることは、弁護士の民事弁護の質は、司法修習を終えて実務に入ってから、

ほぼ単調に劣化しているということである。逆にいえば、市民の立場からは、いわゆる著名な「大先生」とされる年齢の弁護士に委任するよりも、より若い情熱的な弁護士を雇った方が良いということになる。ないしは、大先生の事務所にいる優秀な若手に実質的な主任を担当してもらおうべきということになる。

## 11 尋問の出来栄と法曹の質

以上の分析では、人証 (証人尋問及び本人尋問) における主尋問と反対尋問の出来栄については、データ数が半分以下となるので扱わなかった。ここではデータ数が少なくなるが参考として、尋問の出来栄について簡単な分析をしておくことにする。

IVで述べたように、人証の出来栄評価では、以下の項目を評価してもらった。

- (G) 主尋問の技法 (主尋問は的確に要領よく上手に実施していたか)
  - (G1) 主尋問の量 (5段階尺度)
  - (G2) 主尋問のための準備の程度 (7段階尺度)
  - (G3) 主尋問の技法 (パフォーマンス) の評価 (7段階尺度)
- (H) 反対尋問の技法 (反対尋問は的確に要領よく上手に実施していたか)
  - (H1) 反対尋問の量 (5段階尺度)
  - (H2) 反対尋問の有効性の程度 (7段階尺度)
  - (H3) 反対尋問の技法 (パフォーマンス) の評価 (7段階尺度)

これらのうち、主尋問及び反対尋問の量 (G1とH1) は、詳細か簡略かの評価であり、出来栄そのものではなく、かつ、尺度も5段階と異なるので分析対象から外し、内容にわたる評価であるG2, G3, H2, H3について検討した。因子分析によれば、1因子となり、信頼性分析によればクロンバックの $\alpha$ は0.853となるので、一つの尺度「尋問の出来栄」にまとめることができる。この尋問の出来栄と、民事弁護の質、評価対象の弁護

士の修習期、及び第一審の結果（判決・和解）について実質的な勝敗の程度との相関を見た表が以下（図表 36）である。

このように、尋問の出来栄と民事弁護の質は正の高い相関があり、尋問の出来栄のよい弁護士は民事弁護の質も高い。また、裁判結果の実質的な勝敗の程度と尋問の出来栄は負の相関を示しており、尋問の出来栄がよい弁護士であるほど、裁判結果も自分の側に有利となる関係がみられる。これらに対し、弁護士の修習期との間には統計的に有意な関連性はみられない。すなわち、修習期が大きくなると、すなわち弁護士経験年数が短くなると、尋問が下手になるとか上手になるとかという関係は探知されなかった<sup>79)</sup>。

## VII. 終わりに

本稿では、練達の弁護士により、他の弁護士の民事訴訟実務のパフォーマンスを、訴訟記録から判断できる範囲で評価してもらおうという方法論によって（Ⅲ）、法曹の質の一つとしての民事弁護の質を測定した。評価の信頼性は期待したほど高いものではなかったが、先行研究との比較などに鑑みると、統計的に十分意味のある程度の信頼性は得られたと判断できる（Ⅳ）。その評価スコアに基づいて、弁護士の民事弁護の質という合成尺度を構築した（Ⅴ）。民事弁護の質尺度を用いて、様々な分析を試みた（Ⅵ）。

予想される仮説通りの結果もあれば、予想とは正反対の分析結果もあった。本研究のよ

うな実証的な検討が、法曹の質をめぐる議論をより社会科学的なものへと、改善してゆくことを祈念して筆を擱くことにする。

（おおた・しょうぞう）

### 《文献》

Moorhead, Richard, Avrom Sherr, Lisa Webley, Sarah Rogers, Lorraine Sherr, Alan Paterson, & Simon Domberger, *Quality and Cost: Final Report on the Contracting of Civil, Non-Family Advice and Assistance Pilot* (The Stationery Office 2001).

Moorhead, Richard & Richard Harding with Avrom Sherr, *Quality and Access: Specialist and Tolerance Work under Civil Contracts* (The Stationery Office 2004).

「法曹の質」研究会『『法曹の質』の検証方法に関する研究』日弁連法務研究財団編『法と実務』6号1-93頁（商事法務、2007）。

「法曹の質」研究会編『『法曹の質』の検証：弁護士に求められるもの』（商事法務、2008）。

「法曹の質」研究会編『JLF 叢書 VOL.18 日本人の弁護士イメージ』（商事法務、2011）。

太田勝造『『法曹の質』の概念と現状：英米の研究と日本の実態調査を踏まえて』NBL 890号9-17頁（2008）。

太田勝造『『法曹の質』の調査研究：依頼者・弁護士関係——法律相談者評価と弁護士自己評価・ピアレビュー』法社70号159-168

（図表 36）

◎尋問の出来栄（スコアが小さい方が優れている）	※弁護士の民事弁護の質（1:非常に高い⇔7:非常に低い）	◎評価対象の弁護士の修習期	◎第一審結果の実質的な勝敗の程度（10:相手側実質勝訴⇔0:評価対象弁護士側実質勝訴）
Pearson の相関係数	.703**	-.116	.439**
有意確率（両側）	.000	.109	.000
N	193	192	193

\*\*は1%水準で統計的に有意。

79) ただし、p値は10.9%でPearsonの相関係数のスコアはマイナスであるので、弱いマイナスの相関についての傾向が見られなくもないといえる。これは修習期が大きいほど、経験年数が短いほど、わずかではあるが、尋問の出来栄が良くなる傾向があるかもしれない。そうであれば、民事弁護の質と弁護士経験年数との関係とパラレルな関係といえることになる。

頁 (2009)。

太田勝造「法曹の質とロースクール」『ロースクール研究』15号 59-62頁 (民事法研究会, 2010)。

ジョージ W. ボーンシュテット=デイヴィッド・ノーキ (海野道郎=中村隆監訳) 『社会統計学：社会調査のためのデータ分析入門』 (ハーベスト社, 1990)。

山内光哉『心理・教育のための統計法 (第3版)』 (サイエンス社, 2009)。